

障支第161-1号
令和4年5月17日

各就労継続支援B型事業所管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
鈴木 淳子（公印省略）

令和4年度技術指導員支援制度補助金について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、生産技術の習得、品質の向上、魅力ある商品の開発及び販路拡大等を行うために新たに技術指導員を確保して障害者の工賃向上に取り組む障害者就労施設に対して、その費用の一部を負担する「技術指導員支援制度」を実施しております。

つきましては、今年度、この補助金の交付を希望する事業所は、下記のとおり書類を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 交付申請書・事業計画書（様式第1号及び別紙）
- (2) 法人の収支決算書（令和3年度分）

2 提出先、提出方法及び提出期限

- (1) 提出先 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当
- (2) 提出方法 郵送を原則とします。持参の場合は事前に連絡をお願いします。
- (3) 提出期限 令和4年6月17日（金）必着 *厳守

3 その他留意事項

- (1) 事業所の要件等、実施要領をよく確認のうえ提出してください。
- (2) 障害者支援課で選定し、結果を6月中に通知します。
- (3) 技術指導員支援制度補助金は、事業完了後、各事業所が支払いを終えたことを県が確認してから交付します。
- (4) 実施要領、様式等は、県ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/26hanbai.html>

【担当】

障害者支援課 施設支援担当

施設支援担当 小俣

電話 048-830-3556

E-mail a3300-02@pref.saitama.lg.jp